宇都宮市食肉地方卸売市場及びと畜場等解体工事（Ⅲ期）

工 事 概 要 説 明 書

令和３年８月４日

宇都宮市食肉処理施設等廃棄施設協議会

Ⅰ　工事概要

発 注 者　　宇都宮市食肉処理施設等廃棄施設協議会

（構成団体：宇都宮市，株式会社栃木県畜産公社，
全国農業協同組合連合会栃木県本部，栃木県）

工事名称　　宇都宮市食肉地方卸売市場及びと畜場等解体工事（Ⅲ期）

工事期間　　契約締結日～令和４年３月２５日まで

工事場所　　栃木県宇都宮市川田町２２０番地

概要説明
- 積算に当たり，別紙１参考設計書を示すが，本工事解体施設は，年数が経過しているため，現地調査を十分に踏まえ，必要な額を見積もること
- 別紙２の工事対象範囲である本敷地とは，北側と西側は管理用道路，東側は市道との境にある塀，南側はフェンス，また，北東部に位置する緩衝緑地公園については，縁辺部の工作物までとし，敷地内施設等を全て撤去・処分等すること
- 敷地内に下水道本管が埋設されているため，宇都宮市上下水道局に埋設場所等を確認し，本工事に当たって破損等がないよう注意すること
- 地下施設跡地の埋め戻しは，切込砕石 10,900 ㎥分を埋め戻しすること
- 施設・工作物・敷地内舗装撤去後は，発生土による埋め戻しの上，十分に転圧を行い，周囲現状高さ程度に地均しすること
- 敷地外の樋管・樋門の撤去及び護岸復旧や，場外井戸及び埋設管の撤去に当たっては，必要な書類・図面等を作成の上，関係機関との協議や届出等を行うこと
- 解体，整地後は敷地の外周に木柵を立て，ロープで囲うこと

補足説明事項
- 特別管理型産業廃棄物，特殊な建設副産物は適切に処理すること
- 工事に伴う発生材の処理は，場外搬出・適法処分とすること
- 工事用電気・水道等の使用に係る仮設及び使用料については，受注者の負担とすること
- 敷地外側溝との接続部は適切に閉塞すること
- 第三者の安全確保や工事現場内の安全管理・整理整頓を十分に徹底すること
- 受注者は，下請負契約を締結する場合，当該契約の相手方を市内に本店を有する者の中から選定するよう努めること

Ⅱ　工事仕様書

本説明書に記載されていない事項は，すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築物解体工事共通仕様書最新版（以下「共仕」という。）による。

１　一般共通事項

⑴　施工基準

本工事は本説明書及び共仕により完全に施工すること

⑵　施工計画書

適用することとし，２部提出すること

⑶　施工条件

共仕による。

⑷　完成図

原則不要とする。

⑸　工事写真

・全景の着工前・工事中・完了の同位置における工事写真を提出すること

・各工事ごとに同位置の着工前・工事中・完了の工事写真を提出すること

・提出方法は，工事写真整理帳に加え，電子記憶媒体（ＣＤ－ＲＯＭ等）によること

⑹　技術管理

受注者は専任の監理技術者を任命し，現場に常駐しながら技術管理に当たるとともにその他の関連工事について，その施工者と綿密な連絡をとり全工事に支障がないよう施工すること

⑺　下請業者の選定

・各種下請業者名簿を提出すること

・産業廃棄物に該当するものは，収集や運搬，処理，処分の各業の許可を受けた者とすること

・受注者は，過積載等の違法行為の防止を図るとともに，道路交通法の厳守のため，施工計画書に記載し，あわせて下請業者に徹底した指示を行うこと

⑻　公害対策

・工事着手前に付近の状況を調査し，公害対策は工事完了までに講ずること

・必要な届出は受注者において全て遅延なく行うこと

⑼　産業廃棄物の処理

・受注者は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に準じ，適確に実施することとし，事前に発注者に施工計画書を提出し，承認を受けること

・施工計画書には，廃棄物処理業者等の許可書の写しを添付すること

⑽　発生材の処理

・全て場外搬出処分とすること

・法律等を遵守し，受注者が責任を持って処理すること

⑾　保険等

受注者は火災保険・建設工事保険・組立保険又は土木工事保険のうち１以上に加入すること（契約期間の始期は材料（仮設材を除く）搬入時以前，終期は工事目的物の引渡しの翌日までとし，保険契約の締結後，その証券の写しを発注者に速やかに提出すること）

⑿　安全対策

・工事車両の出入りについては，危険防止に努めることとし，必要に応じて交通誘導員を配置するとともに，近隣家屋に騒音や振動等の公害が発生しないよう留意しながら，工事全般に支障がないよう万全の策を講ずること

・受注者は安全上の仮設計画を作成し，実施すること

・喫煙等に関しては一定の場所を設け，火元責任者を配置すること

⒀　特定建設資材の分別解体・再資源化

・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）の対象建設工事に該当する工事については，分別解体の施工に関する基準や特定建設資材廃棄物の再資源化の実施等，建設リサイクル法を遵守すること

・建設リサイクル法の届出とあわせて，建築基準法第１５条第１項の規定による建築物除却届等の手続きも本工事にて行うこと

⒁　アスベスト対策

アスベストの除去処分に当たっては，石綿障害予防規則（平成１７年厚生労働省令第２１号，以下「石綿則」という。）に基づく建築物の解体等の作業におけるアスベスト対策を講ずるものとし，必要な届出も本工事にて行うこと

⒂　その他

・工事期間中に公共設備及び近隣構築物を破損した場合は，受注者の責任において誠意を持って対応し，速やかに復旧を行うこと

・敷地内の電柱やその他の配線等に工事中支障が起きた場合は，直ちに復旧できるように事前に調査を行うこと

2　仮設工事

⑴　仮囲い

・工事中の看板については，内容を標記し工事現場入口に掲示すること

・必要に応じて隣接道路等の周辺に，コンクリートやガラス片等の飛散防止対策を講じること

・受注者の判断により必要に応じた仮設計画を立案し，発注者と協議すること

⑵　管理事務所等

・管理事務所における電気・水道等の使用に係る仮設及び使用料については，受注者が負担とすること

3　土工事

⑴　埋め戻し等

・地下施設跡地の埋め戻しは，切込砕石 10,900 ㎥分を埋め戻しすること

・施設・工作物・敷地内舗装撤去後は，発生土による埋め戻しの上，十分に転圧を行い，周囲現状高さ程度に地均しすること

4　解体工事

⑴　一般事項

・受注者は工事を行うに当たり，構造物の状況や工事現場周辺の環境条件等を調査し，騒音防止法や振動規制法等の関係諸法令を遵守するとともに必要な措置を講ずること

・受注者は工事に起因する損害等の有無を確認し，万一，近隣建物及び工作物に損傷を与えたり，その構造性能を低下させたりした場合は，受注者の責任において直ちに現状復旧すること

⑵　粉塵飛散防止

受注者は，解体時におけるコンクリート及び解体材料等の破片や粉塵の飛散を防止するため，シート類や防網による養生や仮囲いの設置，十分な散水等の措置を講ずること

⑶　騒音・振動対策

受注者は解体工事に当たり，騒音防止法及び振動規制法等に従い，事前に必要な届出等の手続きを行い，定められた基準値及び時間の範囲内で工事を施工するとともに，近隣に対して十分な防音・防振措置を講ずること

⑷　アスベストの対策

受注者は，アスベスト含有建材等の解体に当たり，石綿則の規定を遵守し，必要な対策を講じること

⑸　危険物の解体

受注者は解体工事施工時に，ガスバーナー等を用いてアスファルト防水層の近辺を切断するなど，爆発や火災発生の危険性がある場合には，事前に所管の消防署に連絡し，適切な措置を講ずること

⑹　解体材対策

・受注者は，浄化槽や排水槽等について，汚染汚物等の回収，洗浄等の措置を講ずること

・受注者は，解体処理発生材の処理に当たり法律を遵守するとともに，受注者の責任において適切な処理方法にて処分すること

・受注者は，委託契約・マニフェストの写し等を提示すること

⑺　近隣居住者への連絡・対策

・受注者は，解体工事の施工に当たり，必要に応じて当該工事の概要を近隣居住者等に周知させ，その協力を求めること

・苦情及び工事中に近隣居住者等第三者に与えた損害に対する対応については，発注者と相談の上，受注者の責任において誠意を持って対応すること

・発注者が近隣居住者等への説明会を行う場合，受注者は出席するとともに，必要な資料を用いて本工事内容等を説明すること

・受注者は発注者と連絡を密にし，近隣居住者等の公害防止に対する意向を十分考慮すること

5　その他

・本説明書に記載なき事項についても，必要かつ当然と思われる工事内容については，受注者の負担において実施すること

・工事費の積算に当たっては，現場調査を十分に実施すること

６　事務局

宇都宮市食肉処理施設等廃棄施設協議会　事務局　担当：福田・坪井
栃木県宇都宮市旭１－１－５　宇都宮市役所　経済部　農業企画課内
TEL：028-632-2472　FAX：028-639-0619　E-mail:u2325@city.utsunomiya.tochigi.jp